

苫小牧市住吉コミュニティセンター 使用のきまり

【センターの事業等】

1. 設置目的

苫小牧市住吉コミュニティセンターは、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉、健康等の増進を図り、人間性豊かな近隣社会の形成に寄与するため設置された施設です。

2. 事業

- (1) コミュニティ活動のための場の提供
- (2) 各種講習会、後援会開催等の文化活動
- (3) 児童、老人等の福祉活動
- (4) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動
- (5) その他コミュニティ活動

【センター使用のきまり】

3. 使用者 原則として、苫小牧市民に限る。

4. 開館時間

午前9時から午後9時までとする（図書室は午前9時から午後5時まで）。

※小中学生の利用時間は、「児童・生徒生活のきまり」の通りとする。

ただし、保護者同伴の時は、午後9時までとする。

5. 休館日

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで。
- (2) その他、施設・設備等の点検の為、休館する場合があります。

6. 使用の許可・受付 下記のとおりとする。

利用区分	事前に	当日は
団体使用(各部屋・体育館)	許可申請と使用料(暖房料)窓 口の納入 (使用予定月の6ヶ月前～ 使用予定日の3日前まで)	窓口にて使用許可書の提示
個人使用(体育館一般開放)	—	窓口にて受付
個人使用(集会室60才以上無料開放 スペース)	—	窓口にて受付

7. 使用料等

- (1) 集会室・体育館・講習室（A・B・C）・工芸室・和室を専用する使用者は、使用料を前納しなければならない。
また、10月15日から翌年の5月15日（気象の状況等により変更の場合がある）において、上記の施設を使用する場合は、規則で定める暖房使用料を納入しなければならない。
※既納したものは、規則により返金できる場合があります。返金できない場合もありますのでご了承ください。
- (2) 使用料の全部、または一部の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を提出しなければならない。

9. 使用を許可しない場合

※次に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れのあるとき。
- (2) センターの施設、設備、備品等を毀損し、または滅失の恐れがあるとき。
- (3) 営利を目的とした講習会、学習会、教室、販売行為、その他これに類する行為及び企業による使用と認められるとき。
- (4) 政治活動・宗教活動と認められるとき。
- (5) 冠婚葬祭と認められるとき。
- (6) 個人使用の施設を団体で使用するとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (8) その他センターの管理運営上不適切と認められるとき。

10. 使用にあたっての留意事項

- (1) センターを団体使用するときは、使用許可申請書を必ず事務局に提出し確認を受けてから

使用

してください。

- (2) 許可を受けた目的以外にセンターを使用し、またはセンターを使用する権利を他人に貸したり譲ったりしないでください。
- (3) 使用取消の際は、必ず事務局に連絡し所定の手続きをしてください。
- (4) 許可を得ないで使用場所を変更しないでください。
- (5) 使用時間を厳守すること(準備と後片付けに要する時間は、使用許可時間に含まれます)。
- (6) 使用後は必ず、使ったものは元に戻し、清掃を済ませて使用の報告をしてください。
- (7) 酒・アルコール類を飲用しないでください。
- (8) 指定された場所以外での喫煙、または火気の使用をお断りします。
- (9) 持込物品は必ず持ち帰ってください。
- (10) 各室での飲食はできません。
- (11) 泥酔者・感染症の疾病にかかっている方・動物を連れまたは他人の迷惑となるような物を携帯している方・その他管理運営上不適切でないと認めた方は、入館を拒否し、または退館を命ずることがあります。
- (12) 設備、その他備品等を毀損したときは、やむを得ない場合を除き使用者に損害を賠償していただきます。
- (13) センター駐車場内の交通事故には責任を負いません。
- (14) その他当方に瑕疵のない事故には責任を負いません。
- (15) その他係員の指示した事項に従ってください。

11. 使用許可の取り消し、条件の変更、または使用を停止する場合

- (1) コミュニティセンター条例、またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に不正があったとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (5) センターの管理運営上支障があるとき。

苫小牧市住吉コミュニティセンター
指定管理者
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団